# 佐久市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)に関する

# 意見募集の実施結果

#### 1 意見募集の概要

- (1)意見募集期間令和2年2月18日(火)から令和2年3月2日(月)
- (2) 計画案の公表方法
  - ア 佐久市ホームページへの掲載
  - イ 佐久市役所市民ホール行政資料閲覧コーナー、 本庁生活環境課窓口、各支所経済建設環境係窓口での閲覧
- (3) 意見の募集方法
  - ア 郵送
  - イ Eメール
  - ウFAX
  - エ 直接持参(生活環境課環境衛生係または各支所経済建設環境係)

#### 2 意見募集の結果

- (1)提出された意見 1名 9件
- (2)提出された意見の概要とそれに対する回答 別紙のとおり

### いただいた意見に対する回答

No.	意見要旨	回答
1	3ページの図2 SDGsのロゴについて、2019年8月に改 訂されたものを使うべきではないか。	改訂されたものを使用いたします。

No.	意見要旨	回答
2	36ページの【コラム】 使い捨てストローやレジ袋の削減を否定する つもりはないが、これらがマイクロプラスチックになる要因は不適切な処分であり、マイクロ プラスチック削減のために使い捨てプラスチック製品をやめるということは目的と手段がずれ ていないか。	プラスチックごみの適正な処分とプラスチック製の使い捨て商品の抑制の両輪により、海洋のマイクロプラスチック汚染を抑制する効果が期待できると考えております。 【コラム】にもありますように、海洋プラスチック汚染の原因となる、プラスチックごみのポイ捨てや不法投棄をしないことは大前提であり、発生したプラスチックごみについてはきちんと分別し、適正に処分していただく必要があります。 そのうえで、マイクロプラスチック汚染の起源の一つとなっているレジ袋やベットボトルなど使い捨てとなるプラスチック製品についても、繰り返し利用ができる製品に置き換えるなどにより、使用を控えることにつなげればと考えております。  【コラム】10行目以降(修正前)マイクロプラスチックは、私たちが捨てたプラスチックごみが河川などを経由して海に流れ込んでいると考えられます。ポイ捨てや不法投棄をしないのはもちろんのこと、便利で使い捨てにしているストローやレジ袋などを、繰り返し利用できる製品に置き換えるなどして、プラスチックの消費量を削減する必要があります。  【コラム】10行目以降(修正後)フィクロプラスチックは、悪情中に済出したプラスチックであれば可能を必要があります。
		マイクロプラスチックは、環境中に流出したプラスチックごみが河川などを経由して海に流れ込んでいると考えられます。まずは、ポイ捨てや不法投棄をやめ、適正に処分することが重し
		要です。そのうえで、マイクロプラスチック汚染の原因の一つとなっているレジ袋やペットボー
		トルなど使い捨てとなるプラスチック製品についても、繰り返し利用できる製品に置き換える
		などして、意識して使用を控えるよう心掛けましょう。

No.	意見要旨	回答
3	40ページのSDGsアイコン ゴール15「陸の豊かさも守ろう」は具体的に どのターゲットに基づくものか。	環境美化活動の推進において、ポイ捨て、不法投棄の防止や地域の清掃活動への参加などに ついて、取組の方向性として定めていることから、設定させていただいております。
4	41~42ページの「数値目標の考え方」 資料編を見ると、実績値を将来に向けて対数 関数で延ばして目標を定めたように見えます が、対数式を使用している理由は。 施策の効果は対数で現れるものなのか。	ごみの発生量は、対数式等の複数のトレンド式による予測結果を比較し、実績の傾向を良好に反映している式を採用しております。 本市のごみ排出量の予測では、実績値の推移と比較した場合に対数式が、実績の傾向を良好に反映する結果となりました。 主要施策の削減効果は、水切りや食品ロスの削減、紙の資源化等のごみ削減効果を主要施策 ごとに見込んでおります。対象となるごみの排出量や比率、施策への協力率などを踏まえ、ご みの削減効果としています。
5	46ページの「行政の取組」 ごみを分別した結果として何がどうリサイク ルされたのか市民に情報提供すべきである。 (53ページの表26のようなものを実績ベース で毎年公表する等)	いただいたご意見につきましては、今後の市施策の参考とさせていただきます。

No.	意見要旨	回答
6	50ページの「再生利用(リサイクル)の推進」 他市のように、缶やペットボトル、ビン類は 回収拠点備え付けのネットやコンテナで回収し たり、公民館等を拠点にして資源物を随時排出 できるようにするなど、市民の利便性を上げる ことでのリサイクル推進を検討してはどうか。	いただいたご意見につきましては、今後の市施策の参考とさせていただきます。
7	51ページの「生ごみの減量化・堆肥化の推進」いつまでも合併前の行政区域に拘るならば合併した意味がない。いつまでも「検討」ではなく、全域に広げるなら広げる、やらないならやらないという結論を出してほしい。せめて検討期限は区切るべきである。	
8	52ページの「(キ)事業系古紙の回収促進」 前ページ「(ア)雑がみの分別の推進」との 違いは何か。	P51.「(ア)雑がみの分別の推進」では、リサイクル可能な紙類全般を、一方、P52. 「(キ)事業系古紙の回収促進」については、排出量の多い、事業系の事務文書等の紙類を対象としております。施策の内容的には、「(ア)雑がみの分別の推進」と重複する部分はありますが、本市の課題として、事業系可燃ごみを削減する必要があるため、個別に事業系の事務文書等の紙類を対象とした施策を設定しております。

No.	意見要旨	回答
9	ブラスチック製品も可燃ゴミとして収集・焼却	近年の可燃ごみの実績処理量は新クリーンセンターでの計画処理量を上回っている状況であります。まずは、本市はもちろんのこと他町村からの搬入量を見つつ、安定的に焼却処理ができるかどうかを確認しながら処理を進めると共に、減量化の状況も見極めながら、プラスチックなどのごみの焼却処理について、順次、検討してまいりたいと考えております。